

令和 3 年
公認会計士論文式試験
【解答速報】
租 税 法
第 1 問・第 2 問

本解答は令和 3 年 8 月 26 日 16 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

第1問 答案用紙<1> (租税法)

問題 1

問 1

B法人は、内国法人である公益法人等であるため、収益事業以外から生じた所得については、法人税法第7条により、法人税を課さない。したがって、B法人がA社から収受した金銭配当は、法人税が課されない。また、源泉徴収された所得税等については、同法第68条第2項により、所得税額控除の適用はない。

問 2

A社が代表取締役Qに対して、毎月30万円の広告宣伝費を上乗せして支払った給与は、事実を仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与に該当する。A社が代表取締役Qに仮装して支払った給与の合計額360万円は、法人税法第34条第3項により、令和2事業年度において全額損金の額に算入しない。

問 3

Rは、Pと生計を一にする配偶者である。したがって、Pの事業に関連する事務処理の対価としてRへ支払われた賃金については、所得税法第56条により、Pの事業所得の必要経費に算入しない。また、RがPから支払いを受けた賃金は、Rの給与所得の計算上なかったものとみなす。

問 4

A社がE社に支払う対価は、消費税法第2条第1項八号の四の事業者向け電気通信利用役務の提供の対価で、同法第4条第3項第三号で国内取引となる。同法第5条第1項からA社に納税義務があり、同法第28条第2項により1億円を課税標準、同法第30条第1項第二号及び第2項第一号イにより780万円が仕入税額控除となる。

第 1 問 答案用紙<2>
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社は、平成30年4月1日に資本金2億円（1,000万円以上）で設立された法人であるため、平成30課税期間において消費税の納税義務は免除されない。消費税法第12条の2第1項
②	×	PからA社への土地甲の贈与は、法人に対する贈与であるため、Pの譲渡所得の金額の計算上、贈与時における時価10億円を総収入金額として、譲渡があったものとみなす。所得税法第59条第1項第一号
③	×	A社の土地甲の評価換えによる帳簿価額の減額は、令和元事業年度の損金の額に算入しない。また、令和元事業年度以後の帳簿価額は、その減額がされなかったものとみなす。法人税法第33条第1項及び第6項
④	×	A社の機械の購入に係る外貨建取引の金額の円換算額は、取引を行った日である令和2年5月20日における外国為替の売買相場により換算した金額である。法人税法第61条の8第1項
⑤	×	C社は、A社の発行済株式の40%を保有する内国法人であるため、配当控除の適用はなく、受取配当金は令和3事業年度の益金の額に算入しない。所得税法第92条、法人税法第23条第1項第一号及び第6項

第2問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

		(単位：円)	
当期純利益の金額		
	加算すべき金額	減算すべき金額	
(租税公課に関する申告調整)			
[資料] 2. の(2)及び(3)について	<input type="text"/>	<input type="text" value="24,110,000"/>	
[資料] 2. の(4)及び(5)について	<input type="text" value="152,170,000"/>	<input type="text"/>	
[資料] 2. の(6)及び(7)について	<input type="text" value="45,000"/>	<input type="text"/>	
[資料] 2. の(8)について	<input type="text" value="5,800,000"/>	<input type="text"/>	
(受取配当金に関する申告調整)	<input type="text"/>	<input type="text" value="1,071,000"/>	
(源泉所得税等に関する申告調整)	<input type="text" value="192,529"/>	<input type="text"/>	
(減価償却資産等に関する申告調整)			
[資料] 4. の(1)①について	<input type="text" value="8,500,000"/>	<input type="text"/>	
[資料] 4. の(1)②について	<input type="text" value="286,800"/>	<input type="text"/>	
[資料] 4. の(1)③について	<input type="text" value="2,829,500"/>	<input type="text"/>	
[資料] 4. の(1)④について	<input type="text"/>	<input type="text" value="17,351,250"/>	
[資料] 4. の(1)⑤について	<input type="text" value="80,000"/>	<input type="text"/>	
(役員給与に関する申告調整)	<input type="text" value="6,600,000"/>	<input type="text"/>	

第2問 答案用紙<2>
(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(交際費等に関する申告調整)	3,135,000	
(寄附金に関する申告調整) [資料] 7. の(1)について	950,000	
支出寄附金の損金算入限度額超過額	2,375,000	
(有価証券に関する申告調整) [資料] 8. の(1)及び(2)について		42,106
[資料] 8. の(3)及び(4)について	4,500,000	
(棚卸資産に関する申告調整)	2,320,000	
(貸倒引当金に関する申告調整)		15,000,000
(子会社との取引に関する申告調整)		2,102,000
所得金額	

第2問 答案用紙<3>
(租 税 法)

問題 2

(単位：円)

[問] 1

(1) 事業所得の必要経費の金額	10,740,000
(2) 事業所得の金額	6,610,000
(3) 給与所得の金額	7,050,000
(4) 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額	100,000
(5) 分離課税の所得に対する所得税額	150,000
(6) 社会保険料控除の金額	1,300,000
(7) 医療費控除の金額	130,000

(単位：円)

[問] 2

(1) 不動産所得の金額	2,000,000
(2) 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計	2,610,000
(3) 配当控除の金額	14,500

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題 3

(単位：円)

[問]

(1) 課税標準額に対する消費税額	452,439,000
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	5,979,100,000
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	6,013,321,000
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	392,823,600
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	390,015,600
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	390,000
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	2,418,000
(8) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額	△23,100
(9) 売上げの返還等対価に係る税額	3,229,200
(10) 貸倒れに係る税額	504,000

令和3年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

租税法の的中中間問題をご紹介します！

■令和3年論文式試験租税法第1問 問題1

A社は、株主総会で高額役員報酬との批判を避けるため、令和2事業年度において、C社に対する毎月の広告宣伝費の支払に、実際に支払っていない30万円を上乗せして経理することにより資金を捻出し、その捻出した金額をA社の代表取締役Q(居住者)への給与として支払った(事実②)。

問2 事実②の支払に関して、A社において、法人税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

■資格の大原 令和3年受験 論文基礎演習第1回

問題2 以下の法人税における税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、誤っているものは、正しい税務処理を答案用紙の「記述欄」に記入し、正しいものは、記述欄の記入は不要である。なお、法人はすべて国内に本店を有する内国法人である。

② C法人は、D法人に対して、架空の手数料として毎月30万円を支払ったように経理し、それで捻出した360万円を、C法人の役員へ給与として支払った。この360万円は、役員に対する定期同額給与としてC法人の損金となる。